

仕 様 書

1. 業務の目的

愛荘町は、鈴鹿山系から流れる清らかな水と豊かな自然に恵まれ、中山道の宿場町としての歴史や近江商人の活躍など、多様な地域資源を背景に、麻織物や発酵文化、和菓子などの手仕事産業（技）が発展してきたまちである。なかでも、中山道愛知川宿沿いには現在も多くの菓子店が残り、その歴史と文化を今に伝えている。こうした地域特性を活かし、愛荘町では「スイーツ」を新たな地域ブランドとして位置付け、各種イベントを通じて地域の魅力発信と活性化に取り組んできた。

本業務は、さらなる地域活性化を図るため、スイーツをはじめとする「愛荘グルメ」の振興と、愛荘町全域を一つのテーマパークに見立てたイベントを町内事業者と連携しながら、「地域資源」と「観光周遊」を組み合わせた企画および開催実施することで、賑わいの創出、来訪者の増加、観光資源の磨き上げの推進を行い、本イベント「愛荘の日」を、町内外へ広く発信するとともに、将来的には町を代表する恒例行事として定着させることを目的とする。

2. 業務の名称

令和8年度 「愛荘の日」観光周遊企画業務委託

3. 契約者

愛荘町長 有村 国知

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月10日まで

5. 履行場所

愛荘町内

6. 業務に係る委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7. 委託業務の概要

- ・愛荘町の観光資源を活用した観光周遊や町全域を丸ごとテーマパークとイメージとした魅力あるまちづくりにつながるイベント「愛荘の日」の企画および開催実施
- ・会場内の警備、巡回、来場者の案内・誘導（会場への入退場含む）、清掃、感染症対策等を行うため、各所に適正な人員を配置
- ・「愛荘の日」の会場設営、進行管理、誘導、運営マニュアル作成
- ・愛荘町の観光資源の活用や地域事業者と協業した周遊イベントの企画提案
- ・実行委員会の運営
- ・周遊イベント資材作成
- ・イベント広報作成および周知

- ・ 事業効果の検証
- ・ アンケートの実施

8. 委託業務内容

① 愛荘町の観光資源を活用した観光周遊イベント「(仮称) 愛荘の日」企画および開催実施

町から提案する[ア]から[エ]のイベントを盛り込み、愛荘町全域をまるごとテーマパークに見立てた、目的達成のための効果的集客の見込める自社の企画提案および開催すること。

■開催日：10月11日（日）（予定日）

午前10時頃から午後8時頃まで

■開催場所：愛荘町内未定

※愛荘町と打合せのうえ企画提案書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

ア. イスワングランプリ

参加型イベントとして仮装した参加者がキャスター付き椅子に座りながら周回レースの競争や仮装パフォーマンスで表現を競う。

■開催日：愛荘の日と同日（予定日）

■開催場所：愛荘の日に同じ

イ. スイーツなどのグルメイベント

スイーツやグルメを町の地域ブランドとして浸透および確立できるようなグルメイベントの実施。

■開催日：愛荘の日と同日（予定日）

■開催場所：愛荘の日に同じ

ウ. 愛荘町内観光周遊イベントスタンプラリーの企画提案

愛荘町内の観光資源を体感でき、観光周遊の促進に効果的な独自性のあるスタンプラリーを一定期間に集中し実施する。

- ・ イベントの名称、景品の詳細は実行委員会にて決定する。

■イベント開催日：

令和8年10月11日（日）から令和8年12月27日（日）まで（予定）

■開催場所：愛荘町全域

エ. その他

趣旨に反しないイベント企画、開催

② 実行委員会の運営

- ・ 企画を行うにあたり関係者を寄せての実行委員会運営を最低3回以上行うこと。
- ・ 実行委員は町と協議のうえ選定すること。

- ・実行委員に対して報償費を支払う場合は、委託料の中で対応すること。

③ イベント広報・募集の実施

- ・広報計画を立案し報告すること。
- ・イベントチラシ・ポスターを作成し広く宣伝すること。
- ・「愛荘の日」を毎年の恒例行事としたイメージの定着を図る広報を作成実施すること。
- ・専用ホームページの制作・運営、また SNS 等効果的な広報媒体を活用し集客に努めること。

④ 事業効果の検証

今回実施した業務の効果検証を行ため、以下の業務を行う。

- ・目標値の設定
本業務により想定する目標数値を設定する。
- ・事業効果の検証
設定した目標数値に対する検証を行う。

⑤ アンケートの実施

- ・愛荘町魅力発見の分析につながるアンケートを作成し、参加者にアンケートを実施し取りまとめること。

9. 打ち合わせ・協議

- ・方針・業務内容・スケジュール等打ち合わせを行うこと。
※原則として愛荘町内で実施する。
- ・担当者ととの業務打ち合わせや実行委員会での議事録を作成すること。

10. 成果物の提出

- ・委託業務届出書類一式
- ・効果検証結果およびアンケート調査書類
- ・決算報告書、支出内容がわかる書類一式
- ・チラシおよびマップ等のデータ
- ・イベント開催時の運営写真

11. 支払い方法

- ・支払は精算払を基本とするが、本業務の遂行上必要がある場合には、受託者は委託料の5割以下の範囲内で前金払を請求できるものとする。
- ・委託業務に要した経費が委託料の額に満たないときは精算額をもって委託料とする。また必要経費に応じて参加費等を徴収することとし、委託業務に要した経費から参加費等を差し引いた額を委託料とする。

12. 留意事項

(運営)

- ・本委託業務を実施するにあたり、総括責任者を1名、運営責任者を1名、会場施工責任者を1名定め、円滑な業務執行に努めること

- ・本委託業務を円滑に処理するため、着手前および本業務の処理状況に応じた適切な時期に、町担当者と十分な打ち合わせを実施し、細部について調整等を行うこと。
- ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。但し、業務を効果的・効率的に行ううえで必要と思われる業務については、愛荘町の承認のうえで、業務の一部を委託することができる。
- ・運営にあたっては、作成した運営マニュアルに準じ、関係者および町との情報共有を図ること。

(事故・トラブル対応)

- ・「愛荘の日」イベント開催にあたり、事故・トラブル予防に配慮した企画を行うこと。
- ・「愛荘の日」イベント開催にあたり、イベントスタッフに対し交通安全講習の開催、体調不良者等への応急措置対応等、安全を考慮した運営を図ること、また適切な保険に加入すること。
- ・本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること

(著作物)

- ・本委託業務内で購入した物品の所有権は愛荘町に帰属する。
- ・本町所有以外の写真を使用する場合は、別途協議すること。その際、著作権や肖像権の取り扱いに十分留意すること。
- ・本委託業務にかかる成果物の著作権は、すべて愛荘町に帰属する。

(秘密保持)

- ・個人情報の取り扱いは十分留意すること。また、本委託業務実施により知り得た事項を第三者に漏えいし、または開示してはならない。このことは、本業務終了後においても同様とする。

(その他)

- ・本委託業務の実施に当たっては、関係する諸法令規則を遵守すること。
- ・この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合については、必要に応じて当事者間で協議してこれを定めるものとする。

13. 問い合わせ先

愛荘町商工観光課（愛荘町役場本庁舎1階） 担当：北村・西田

〒529-1380

住 所：滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

電 話：0749-42-8017

FAX：0749-42-6090

E-mail：shoko@town.aisho.lg.jp